

令和8年度 板橋区立成増小学校 学校経営方針 『笑顔があふれ、夢や希望が広がる学校』をめざして

1. 学校経営の基本的な考え方

教育の目的は、教育基本法第一章第一条にあるように「人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」である。令和8年度の成増小学校を構成する教職員は、次の3つの視点を常に意識しながら、子どもや保護者・地域の実態を捉えるとともに、実態に即した『地域と協働する学校づくり』に向かい、一丸となり積極的に取り組んでいく。

- (1) 日本国憲法、教育基本法、学校教育法等の諸法令及び学習指導要領に従い、「MIRAI SCHOOL いたばし～教育ビジョン2035・アクションプラン2028～」などの重点施策を踏まえた経営を進める。
- (2) 「保幼小接続・小中一貫教育」「板橋区コミュニティ・スクール(iCS)」「教職員の働き方改革」「GIGAスクール構想第2期」「いじめ防止対策推進法」「体罰ゼロ宣言」「不登校対策」「アレルギー対応」などの多様な教育課題に対し、成増小学校の教職員としての誇りと連帯感をもち、教育目標実現に努める。
 - 「板橋区コミュニティ・スクール(iCS)」として、「社会に開かれた教育課程」の実現のため、熟議の充実を図り、「地域コミュニティの核」となる地域と協働する学校づくりを推進する。
 - 何のための取組なのか、ブレない課題意識をもって教育活動を見直し、本質的な働き方改革をめざす。
 - 学びのエリアでのめざす子ども像を共有し、9年間の学びを意識した小中一貫教育を推進するとともに、地域で育つ子ども・地域で育てる子どもを各教科や総合的な学習の時間の学習において身の回りの自然や歴史などに十分に触れさせ、郷土愛を育む教育を推進する。
 - 「MIRAI SCHOOL いたばし～教育ビジョン2035・アクションプラン2028～」の基本的な理念を踏まえ、児童を真ん中に据えた教育を一層重視し、生涯にわたって学び続ける基礎であり、Society5.0に向けた人材育成となる「文章や情報を正確に読み解き、対話する力」「科学的に思考・吟味し活用する力」「価値を見付けだす感性と力、好奇心・探求力」の伸長を図る。
- (3) 「ほめて育てる」教育をめざす。どの子にもよさと可能性がある。児童一人ひとりの成長を促し、可能性を実現させる愛情と支援が教育の根本であるという理念のもとに未来を見据えた教育活動を展開する。

2. 本校の教育理念

未来を見据え、人権尊重の精神を基本として知・徳・体・意の調和がとれ、次代の社会の形成者としての資質を身に付け、地域及び国際社会に貢献できる心身共にたくましく、心豊かで社会性のある人間の育成をめざす。

自立 貢献 共生 健康

～「自立(律)」と「共生」の実現に向け～
教師の役割：「コーディネーター」と
「ファシリテーター」の2方向
寄り添い、後押しをし、褒めるための準備
児童の学び：「Input」「Think」「Output」
『読み解く力』の育成・さらなる向上
自ら探求し続け、自ら学び続ける
主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
・ICT活用の充実・探究的な学び・読み解く力の育成

発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導の徹底(生徒指導提要に基づく)

3. 本校の教育目標

教育目標

- 考え行動する
- 役に立つ
- つながる
- きたえる

【成増学びのエリアのめざす子ども像】(小中一貫教育)

- 自立:自ら学び、考え、判断し、責任をもって行動する児童
- 協働:あらゆる他者を尊重し、思いやりと感謝の心をもって協働する児童

4. 本校の重点目標

「自己肯定感をもち、自ら考え、人を思いやり、つながりを大切にして、グローバル社会をたくましく生き抜いていこうとする児童」の育成を図る観点から、これからの複雑で予測困難な社会(加速度的なグローバル化、情報化といった社会的変化)に必要な資質・能力を培うための授業革新をめざし、「社会に開かれた教育課程」を編成・実施し、「生きる力」を育む学校づくりをめざす。

5. めざす学校像

- 児童が、自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体が育まれる学校
- 保護者が、この学校に通わせることへの満足感と安心感のもと、ともに子どもを育てようとする学校
- 地域社会が、学校をコミュニティの核として教育活動への参画などを通じて、地域とともに育つ学校
- 教職員が、笑顔で児童と向き合い、教育という崇高な使命を果たす役割を担っていることに生きがいを感じることのできる学校

6. めざす児童像

- 自ら学び、考え、目標をもって行動する児童
- 思いやりの心をもって人のためになることをすすんでする児童
- 支え合い、人や地域との関わりを大切にする児童
- 豊かな心を持ち、健やかな体をつくる児童

7. めざす教師像

- 自己改善に努め、自ら学び変え続ける教師
- 明るく、謙虚で、熱意あふれる人間性豊かな教師
- 誠実で、礼儀正しく、品格のある教師
- 前向きで諦めず、組織で仕事をすることに努める教師
- 子どもや保護者、地域から信頼される教師

8. 板橋区立学校としてのミッション(最重要課題)

- (1)「読み解く力の育成」
- (2)「保幼小接続・小中一貫教育の推進」
「板橋区授業スタンダード」を基軸に、確かな学力の定着・向上を図るための授業革新
- (3)「板橋区コミュニティ・スクール(iCS)」としての地域と協働した教育活動
- (4)「教職員の働き方改革」
- (5)「誰一人取り残さないための居場所づくり」を意識した不登校対策の推進
- (6)「板橋区特別支援教室拠点校」としての特別支援教育の充実

9. 令和8年度 本校の最重点教育活動

- 文章や情報を正確に読み解き、多様な「対話」を通して「深い学び」を追究した授業革新を推進する。

- 総合的な学習の時間を核としたカリキュラム・マネジメントを実施し、コミュニティ・スクールの強みを生かした教育活動を充実させる。
- 児童の自尊感情及び自己肯定感をより一層高めるため、多様な学習活動を行うとともに、自他の思いや考えを大切に教育活動を推進する。
- 専門性の高い教科指導を実現し、より多面的な児童を図るため、高学年においては、東京都の高学年教科担任制推進校としての取組を進める。また、中学年においても今後の正式導入を意識し、教員の専門性を生かした学習指導を実現させるため一部単元で教科担任制を実施する。

10. 重点目標を達成するための基本方針

学習指導要領に示されたよりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念に即し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざし、そのために求められる資質・能力を育むための授業革新を追究する。教職員はよりよい感化力を身に付ける。その感化力を教育力として発揮し、重点目標を達成する。

11. 教育目標達成に向けた具体的方策の概要

(1) 確かな学力の向上

- ① 第5学年及び第6学年において教科担任制に取り組み、専門性の高い学習指導を行い、学力の向上を図るとともに児童の学習意欲を高める。また、中学年においても一部単元で教科担任制を実施する。
- ② 「板橋区授業スタンダード」に基づいて、一単位時間の学習の流れを設定し、習得・活用・探究の各学習において、主体的・対話的で深い学びを効果的に取り入れるとともに、アウトプットまで見通しためあてを提示し、めあてに沿った振り返りを行うことにより、自己評価力を高める。
また、児童が主体的に学ぶ力を高めるために、学習課題や方法を考えたり選択したりする学習環境を設定する。
- ③ 語彙力を高め、読み解く力や表現力の基礎を作る。
- ④ 説明、批評、論述、討論、話し合いなどの言語活動を充実させるとともに、ICT及び思考ツールを活用し、思考力・判断力・表現力を育てる。
- ⑤ 体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に設定し、論理的思考力・主体的な判断力・豊かな表現力を育てる。
- ⑥ 「学力向上推進週間」及び「成っ子タイム(放課後学習補充教室)」を全学年で設定し、補充的な学習による基礎的な知識・技能の確実な習得を図ったり、発展的な学習に取り組んだりすることを通して学力を向上させる。
- ⑦ 「Web-QU」の活用により、学級集団の状況や学級力を客観的に把握し、学力向上の基盤となる望ましい集団を形成する。
- ⑧ 指導計画、評価計画に基づいた適正な教育課程の実施
ア 教科等の年間指導計画等に基づき、教育課程上の位置付けを明確にした計画的な授業を実施する。
イ 各授業の指導目標等を記載した週ごとの指導計画を週末までに作成し、計画を踏まえた授業を実施する。
- ⑨ 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る授業の実施
ア 本時又は本単元で児童が身に付ける能力(ねらい)を授業者が明確に認識して授業を行う。
イ 少人数指導、TT等において、児童個々の学習状況に応じて、学習内容・指導方法を工夫した個別指導を行う。
ウ 机間指導において、授業者がポイントを絞った指導と評価を行う。
エ 一単位時間内、単元終了時に、本時・本単元のねらいに照らし合わせた児童の学習状況を把握する。
- ⑩ 児童が、学習目標と自己の学習状況を明確に自覚できる授業の実施
ア 本時の学習目標を板書等で視覚的に確認できるようにする。
イ 各学習活動について、何のためにその活動を行うのかを児童が自覚できるようにする。
ウ 学習目標の達成状況について児童が振り返ることができるよう学習評価の工夫改善をする。
エ 個別指導において、「できていないこと」への助言だけでなく、「できるようになったこと」への評価こそ積極的に行う。
- ⑪ 「学び合い」のある授業の実施
ア 「学び合い」を進めるために小・中型のホワイトボードを活用する。
イ ペアやトリオ学習などを活用した学習形態を工夫する。
ウ 結論を先に述べ、理由を説明するなど、論理的な話し方(話型)を身に付けさせる。
エ 児童の思考を促すための効果的な板書・発問・指示を行う。
オ ICT(電子黒板、タブレット端末等)・デジタル教科書を効果的に活用し、「学び合い」を促進する。
- ⑫ 学力に関する調査等を踏まえた学習状況の把握と改善策の立案
ア 東京都、文部科学省の学力に関する調査結果を児童一人ひとりの学習状況の把握に生かすとともに、指導の改善を推進する。
- ⑬ 児童が学習習慣を身に付けるための工夫

ア 児童の実態に応じた課題を計画的に与え、家庭学習（自学課題）の習慣をつくらせる。
イ 「家庭学習の手引き」を活用し、家庭への啓発を図る。

⑭ コミュニティ・スクールとして地域の教育資源を積極的に活用した授業の実施

ア 専門性のある地域人材等を活用した授業を実施する。
イ 板橋区内の企業等と連携した授業を実施する。
ウ 社会で活躍するトップリーダーを活用した授業を実施する。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

① いじめ根絶に向けた取組の充実

ア 「Web-QU」を活用し、児童の学級への満足度や学級集団の状況について把握する。
イ 年間3回のいじめに関するアンケート調査を実施し、児童の状況を把握するとともに日常的な児童の様子について、全教職員で必要な情報を共有する。
ウ いじめを許さない学級・学年風土、学校風土をつくる。
エ 児童自らが自分の学級をよりよくしていこうとする意識をもち、学級力を高めていく。
オ 教職員も児童も、日頃から肯定的な言葉掛けを行う。
カ いじめ防止対策委員会を適宜開催し、組織的な対応を図る。

② 全校体制での特別活動の推進

ア 学級活動の授業を確実に適切に実施する。
イ 児童が自分たちの生活の諸問題の解決について話し合う学級活動の授業の充実を図る。
ウ 学校行事、児童会活動、クラブ活動、集会活動のねらいを明確にした指導を行う。

③ 道徳教育及び道徳の時間（特別の教科 道徳）の充実

ア 全教育活動における道徳教育について、道徳的価値を明確にして行う。
イ 道徳の時間について年間計画に基づき内容項目を確実に網羅するように主題を設定する。
ウ 全学級担任が、道徳授業の基本的な指導法を確実に実践できるようにする。
エ 東京都や文部科学省の教材を効果的に活用し、問題解決的な学習を取り入れ「考え議論する道徳」を実践することで、道徳的判断力・道徳的心情・道徳的实践意欲と態度を養う。

④ 不登校児童及び登校渋りの児童への組織的な対応

ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係諸機関と連携した対応を行う。
イ 生活指導夕会及び特別支援校内委員会で情報を共有し組織的に対応する。

⑤ 全教職員の同一方針による生活指導の徹底

ア 年間を通して「あいさつ・あつまり・あとかたづけ」について重点的に指導する。
イ 語先後礼（相手を見る、丁寧に、立ち止まり、言葉を先に礼を後）の心のこもったあいさつを励行する。
ウ 「ABCD（あたりまえのことを、ばかにしないで、ちゃんと、できる人）になろう」を合言葉にし、心のこもったあいさつ、返事、姿勢、聴き方、時間を守ることを重点に指導する。学校生活に関するアンケートを実施する。
エ 学習規律「成増スタンダード」の全校体制での徹底を図る。また、家庭と連携して「学習の構え」を身に付けさせ、主体的に学びに向かう力を育てる。
オ 学級担任や担当教職員だけが特定の児童の問題を抱え込むことなく、生活指導夕会等を活用し、全教職員で必要な情報を共有し、組織的に対応する。
カ やらせるべきこと・やってはいけないことを見過ごさず、適正な行動が取れるまで確実に指導する。
キ 校内、教室内の整理整頓、美化を心掛け、環境整備を徹底することにより、落ち着いた学習環境・雰囲気をつくるようにする。

⑥ 体力向上の取組の推進

ア 「1校1取組」を推進する。
イ 東京都の体力に関する調査を活用する。
ウ 体育授業の質の向上・改善を図る。
エ 体育朝会の指導内容・方法の充実・改善を図る。
オ 中休みの「全員外遊び」を励行する。
カ 朝活動の時間を活用し児童の体力向上を図る。（成増エンジョイタイムの実施）

⑦ 組織的な特別支援教育の推進

ア 授業のユニバーサルデザイン化を推進する。（視覚化・焦点化・構造化）
イ ユニバーサルデザインの視点に立った校内・教室環境整備に努める。
ウ 特別支援教室「くすのき」の指導の充実を図る。
エ 合理的配慮・基礎的環境整備に対する全教職員の理解を図る。
オ 特別支援校内委員会を適宜開催し、支援の方法等について組織的に対応する。

(3) 教員の指導力向上

① 「板橋区授業スタンダード」の徹底

授業のねらいの提示、児童が自分で課題を解決する時間の確保、友達と考えを交流し、よりよい考えを創り出す時間の確保、授業の振り返りの時間の確保を徹底する。また、児童が主体的に学ぶ力を高めるために、学びを自己調整しながら進める「板橋区授業スタンダードS」を推進し授業革新を図る。

② 授業革新を推進する。

ア 対話的な学びを主軸とし、学習内容に応じた効果的な授業スタイルを工夫する。

イ ICT機器や思考ツールを活用した授業を工夫する。

③ 校内における資質・能力向上を図るための研修の充実

ア 日常的な業務におけるOJTを推進する。

イ 日頃から積極的に授業を、教職員を対象に公開し、授業記録を取りながら参観し、授業者にフィードバックする。

ウ 教科等の授業の基礎的・基本的な指導方法を身に付ける校内研修を実施する。

エ ワークショップ等を取り入れたアクティブな校内研修会を実施する。

オ 校長講話、担当教職員による伝達講習、研究授業によるOJTを実施する。

④ 「学び変え続ける教職員」をめざし職層や能力、キャリアプランを踏まえた自己研鑽の推進

ア 板橋区教育支援センター、板橋区教育会、板橋区教育委員会、東京都教育委員会等が主催する研修会に積極的に参加し、自己の資質・能力の向上に努める。

イ 個々の実情に応じ、主任教諭、主幹教諭、指導教諭、指導主事、教育管理職、技能長等への昇任等をめざし、資質・能力の向上に努める。

⑤ 専門職としての高いプロ意識をもつとともに、バランス感覚をもった魅力ある教職員となること

ア 机上整理の励行などにより、迅速かつ正確な事務処理を行い、業務効率の向上に努める。

イ 自己の能力向上を常に意識して業務を遂行する。

ウ 教員は、学習指導における自己の教科等の専門性をもち、自己研鑽に努める。

エ 知見を広げ、教養を深める機会をもち、豊かな人間性を培い、児童にとって魅力ある教職員となるよう努める。また、社会人として必要最低限のルール、接遇を身に付ける。

オ 教育書の他、教養を深めるための読書習慣をもつ。

(4) 「チーム成増」として

① 地域と協働する学校づくりの推進

ア 学校支援地域本部事業における地域人材による教育活動への支援を積極的に実施する。

イ 学校ホームページ、学校・学年・学級便り等による広報や情報提供を積極的に行う。

ウ 学校開放協力会と連携し、いきいき寺子屋プラン事業をさらに推進する。

エ PTA行事や地域の行事に教職員も積極的に協力し、児童の教育の充実を図るために相互の「信頼関係を深める。

② 「学びのエリア」での小中一貫教育の推進

ア 成増ヶ丘小、赤塚第二中と連携し、学力向上、いじめ、不登校、中一ギャップなどの今日的な教育課題の解決をめざした活動を行う。

イ 赤塚第二中とのビッグティチャー、スモールティチャーによる授業を行う。

ウ 学びのエリア内での合同研修会を実施する。

③ 学年経営・学級経営、専科経営の充実・改善の推進

ア 学年・学級、専科経営の安定・充実が全ての教育活動の基盤であることを十分に認識し、臨時的任用教員、学力向上専門員、エデュケーション・アシスタント(EA)等による学級・学年指導の補佐など、全教職員が学級・学年経営、専科経営を組織的に支援する。

イ 児童の状況や変容について、よさを認めることを大事にして積極的に保護者に伝え、学校と家庭でともに子育てを進めていくことについての保護者の理解を得られるようにする。

ウ 教職員の情報共有や相互への助言を積極的に行い、教職員が学級経営等、自己の業務について適切に自己評価し、改善できるようにする。

④ 事務処理の迅速かつ的確な実施

ア 出席簿、指導要録、通知表等への適正な記載、人権に配慮した表記や記載、個人情報保護、文書の適正な管理と廃棄、提出期限の遵守を徹底する。

イ 学年・学級だより、区教育委員会への回答文書等、学校が発出する文書については、校内決済を得てから配付・送付する。

ウ 会議録、週ごとの指導計画等については、情報公開に配慮されるよう適切に作成し、適正に管理する。

エ 教育資源の有効活用を図り、予算を適正に執行するとともに、会計事務処理に定められた規定に基づき、適正な事務処理を行う。

(5) 教育課題への対応

① 外国語活動、外国語科の充実

ア 研究協力校としての実績を踏まえ、学習指導要領の目標や内容に基づいた外国語のコミュニケーションの素地や基礎を育む授業を担当が行う。

イ 実態に即したカリキュラムの見直しを行う。

ウ 外国語はより身近で日常的なものとなるように学習環境を整える。

オ NEXT GIGA (GIGAスクール構想第二期) を踏まえ、ICTを積極的に活用する。

② プログラミング教育

ア 学習指導要領で示されている情報活用能力の育成を図るため「プログラミング的思考」を育む。

イ 各教科等での学びをより確実なものとする。

③ 環境教育 (ESD、SDGs) の推進

ア 「板橋区環境教育推進プラン2025」に基づいた環境教育を推進する。

イ ESD、SDGsの視点に立った環境教育を教育課程に位置付け、実践する。

④ キャリア教育 (アントレプレナーシップ教育) の推進

ア アントレプレナーシップ (起業家精神) の視点を踏まえ、新たな価値を生み出す力を育てる教育活動を行う。

イ キャリア教育を教育課程に位置付け、実践する。

⑤ 防災教育の充実

ア 様々な場面を想定した避難訓練を年間11回実施する。

イ 「安全教育プログラム」などの資料・教材を活用し、自ら危険を予測し回避する能力を育てる安全教育を推進する。

⑥ 環境整備の推進

ア 校舎は古くなってはいるが、整理整頓・美化に努め、清潔感のある学校にする。

イ 校舎内の掲示について、児童の生き生きとした顔や姿が想像できるよう、「児童の学習成果を示し、児童の学習の励みにつながるもの」「児童の自主的な学習を支援するもの」「本校の教育活動を来校者に示すもの」など、人権に配慮しつつ、工夫して情報発信する。

ウ 児童の豊かな心や落ち着いた学習環境を生み出すために、校庭花壇や校舎内の花を手入れし、常に美しく整備する。

(6) その他の活動

① 時程の工夫

ア 登校後、「朝活動」(清掃活動)を実施し、児童自らが一日のくらし(生活)の構えをつくろうとする意欲や態度を培う。

イ ノーチャイムとし、時間を意識しながら行動する態度を養う。授業を時刻通りに始め、時刻通りに終える。

② 学校行事の工夫

ア ねらいに即して学校行事をより有効的なものに変えていく。

イ 展覧会、音楽会を隔年で交互に実施する。

(7) サービスの厳正

① サービスの在り方について法令を遵守する態度を身に付けること

ア 教育基本法第9条「法律に定める教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」に基づき、教育公務員としての崇高な使命を深く自覚する。

イ 地方公務員法第30条「すべて職員は、『全体の奉仕者』として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」の規定をサービスの根本基準とし、サービスの厳正についての高い意識をもって業務を遂行する。

② 地方公務員として身分上、職務上の義務等を果たすこと

「法令等及び職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「政治的行為の制限」「営利企業等の従事制限」等、地方公務員及び板橋区立公立学校教職員に課せられた法令等を遵守する。

③ 体罰の禁止

学校教育法第11条で体罰の禁止が明確に規定されていることに基づき、体罰の禁止を徹底する。

④ 会計事故の防止

公費・私費会計については、「ダブルチェック」を必ず行うなど、適正に事務処理を行う。

⑤ 個人情報の管理

ア USBメモリ等における電子ファイルの扱い、紙文書における個人情報を適正に管理する。

イ 個人情報の事故防止の5原則…複数対応、名簿チェック、枚数確認、手渡し、施錠、+整理整頓

(8) 危機管理

☆危機管理の「さしすせそ」を共通認識し、共通実践を図る。

☆危機管理の「さしすせそ」

さ:最悪を想定して

せ:誠意をもって

し:慎重に

そ:組織的な対応を

す:すばやく

(9) 働き方改革

- ・ 在校時間管理システムによる勤務時間の管理と改善
- ・ 学校DXの推進(会議等の効率化、ペーパーレス化、C4th等の校務支援システムの活用)
- ・ 事務処理の効率化(学級事務、データ処理、会計事務等)
- ・ 全教職員の高い意識
- ・ 働き方改革によって、子どもと直接関わる余白の時間を生みだし、充実させる。